

## いわゆる三条委員会について

いわゆる三条委員会とは、国家行政組織法第3条に基づく委員会をいう。それ自体として、国家意思を決定し、外部に表示する行政機関であり、具体的には、紛争にかかる裁定やあっせん、民間団体に対する規制を行う権限等を付与されている。（同様の権限を持つ内閣府設置法に基づき設置された委員会を含む。）

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）抄

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

- 2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。
- 3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。
- 4 第二項の国の行政機関として置かれるものは、別表第一にこれを掲げる。

## いわゆる八条委員会について

いわゆる八条委員会とは、国家行政組織法第8条に基づく委員会をいい、調査審議、不服審査、その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどる合議制の機関である。（同様の権限を持つ内閣府設置法に基づき設置された委員会を含む。）

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）抄

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

# 三条委員会及び八条委員会の例

## <国家行政組織法第三条に基づく機関>

省	委員会	庁
総務省	公害等調整委員会	消防庁
法務省	公安審査委員会	公安調査庁
外務省		
財務省		国税庁
文部科学省		文化庁
厚生労働省	中央労働委員会	
農林水産省		林野庁 水産庁
経済産業省		資源エネルギー庁 特許庁 中小企業庁
国土交通省	運輸安全委員会	観光庁 気象庁 海上保安庁
環境省	原子力規制委員会	
防衛省		

## <内閣府設置法に規定された機関>

- 公正取引委員会
- 国家公安委員会
- 金融庁
- 消費者庁

### 三条委員会

### 八条委員会

- 消費者委員会(内閣府)
- 食品安全委員会(内閣府)
- 証券取引等監視委員会(内閣府)
- 社会保障審議会(厚生労働省)
- 厚生科学審議会(厚生労働省)
- 薬事・食品衛生審議会(厚生労働省) 等

# (参考) 審議会等の整理合理化に関する基本的計画(平成11年4月27日閣議決定)(抜粋)

## 1. 審議会等の整理合理化

審議会等(国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条の審議会等をいう。以下同じ。)については、いわゆる隠れみのになっているのではとの批判を招いたり、縦割り行政を助長しているなどの弊害を指摘されているところである。

こうした問題点を解決し、行政責任を明確にするため、基本法及び最終報告等に基づき、次のとおり整理合理化を行う。

### (1) 審議会等の整理

審議会等の設置については、別紙1の「審議会等の設置に関する指針」によることとする。これに基づき既存の個々の審議会等について次の①から⑤の方針により整理を行った結果、府省の再編に際し設置する審議会等の名称は別表のとおりとする。

これらにより存置される審議会等については、別紙2の「審議会等の組織に関する指針」に基づき、組織することとし、それぞれ必要な法律、政令等の整備を行う。

#### <別紙1> 審議会等の設置に関する指針

審議会等の設置については、次の指針によるものとする。

1. 国民や有識者の意見を聴くに当たっては、可能な限り、意見提出手続の活用、公聴会や聴聞の活用、関係団体の意見の聴取等によることとし、いたずらに審議会等を設置することを避けることとする。
2. 基本的な政策の審議を行う審議会等は、原則として新設しないこととする。特段の必要性がある場合についても、設置に当たっては審議事項を限定し、可能な限り時限を付すこととする。  
また、審議会等において、基本的な政策に係る必要的付議の規定は、原則として置かないものとする。
3. 不服審査、行政処分への関与、法令に基づく計画・基準の作成等については、法令の改正等により新たに審議会等の審議事項とすべきものが発生した場合も、審議分野の共通性等に着目して、可能な限り既存の審議会等において審議することとする。  
また、審議事項は、法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされるもの又は審議会等への必要的付議が定められているものに限ることとする。
4. 社会情勢の変化により設置の必要性が低下した審議会等は、廃止することとする。

# 厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会について

## 設置の趣旨

予防接種施策全般について、中長期的な課題設定の下、科学的な知見に基づき、総合的・継続的に評価・検討を行い、厚生労働大臣に提言する機能を有する。

## 組織及び所掌事務

### 予防接種・ワクチン分科会

1. 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること。
2. 予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定により審議会の権限に属させられた事項(※)を処理すること。

(※)副反応報告に関し、定期の予防接種等の適正な実施のために必要な措置について調査審議し、厚生労働大臣に意見を述べること、政省令の制定又は改廃の立案時に厚生労働大臣に意見を述べること 等

### 予防接種基本方針部会

1. 予防接種法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること(副反応検討部会の所掌に属するものを除く。)
2. 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること(研究開発及び生産・流通部会及び副反応検討部会の所掌に属するものを除く。)

### 研究開発及び生産・流通部会

ワクチンの研究開発及び生産・流通に関する重要事項を調査審議すること。

### 副反応検討部会

1. 予防接種法の規定により審議会の権限に属させられた事項(副反応報告に係る事項に限る。)を処理すること。
2. 予防接種による副反応報告に関する重要事項を調査審議すること。